

令和4年10月1日からの入札制度の変更等についてのお知らせ

最低制限価格及び低入札価格調査の見直しについて

令和4年度の国及び栃木県の算出係数見直しに伴い、令和4年10月1日以降に入札公告又は入札通知する建設工事等から「最低制限価格」及び「低入札価格調査」の算出係数を以下のとおり改定します。

1. 最低制限価格及び低入札調査基準価格の算出係数

1) 土木工事

最低制限価格（低入札調査基準価格）

= 直接工事費 × ① + 共通仮設費 × ② + 現場管理費 × ③ + 一般管理費 × ④

係数	現行	R4.10.1 改正
①	10 分の 10	10 分の 9.7
②	10 分の 10	10 分の 9
③	10 分の 8	10 分の 9
④	10 分の 5.5	10 分の 6.8
設定範囲	工事価格の 10 分の 8.7～10 分の 9.2	工事価格の 10 分の 7.5 ～10 分の 9.2

2) 建築工事・水道工事及び設備工事

最低制限価格（低入札調査基準価格）

= 直接工事費 × 0.9 × ① + 共通仮設費 × ② + (現場管理費 + 直接工事費 × 0.1) × ③ + 一般管理費 × ④

係数	現行	R4.10.1 改正
①	10 分の 9.7	10 分の 9.7 (変更なし)
②	10 分の 9	10 分の 9 (変更なし)
③	10 分の 9	10 分の 9 (変更なし)
④	10 分の 5.5	10 分の 6.8
設定範囲	工事価格の 10 分の 8.7～10 分の 9.2	工事価格の 10 分の 7.5 ～10 分の 9.2

3) 地質調査業務

最低制限価格

= 直接調査費 × ① + 間接調査費 × ② + 解析等調査業務費 × ③ + 諸経費 × ④

係数	現行	R4.10.1 改正
①	10 分の 10	10 分の 10 (変更なし)
②	10 分の 9	10 分の 9 (変更なし)
③	10 分の 8	10 分の 8 (変更なし)
④	10 分の 4.5	10 分の 4.8
設定範囲	予定価格の 3 分の 2～10 分の 8.5	予定価格の 3 分の 2～10 分の 8.5 (変更なし)

2. 低入札価格調査における数値的判断基準（失格基準）の算出係数

1) 土木工事

(1) 費目的判断基準

区分	現行	R 4.10.1 改正
直接工事費：①	①×10分の7.5=A	①×10分の7.5=A（変更なし）
共通仮設費：②	②×10分の7=B	②×10分の7=B（変更なし）
現場管理費：③	③×10分の7=C	③×10分の7=C（変更なし）
一般管理費等：④	④×10分の5.5=D	④×10分の5.5=D（変更なし）

(2) 総額判断基準（現行は〔a〕〔b〕のいずれか低い額を採用）

〔a〕＝低入札調査基準価格（E～Hの合計額）－（工事価格×10分の0.3）

区分	現行	R 4.10.1 改正
直接工事費：①	①×10分の10=E	①×10分の9.7=E
共通仮設費：②	②×10分の10=F	②×10分の9=F
現場管理費：③	③×10分の8=G	③×10分の9=G
一般管理費等：④	④×10分の5.5=H	④×10分の6.8=H

〔b〕＝〔I～Lの合計〕

区分	現行	R 4.10.1 改正
直接工事費：①	①×10分の9.5=I	廃止
共通仮設費：②	②×10分の9=J	廃止
現場管理費：③	③×10分の8=K	廃止
一般管理費等：④	④×10分の5.5=L	廃止

2) 建築工事・水道工事及び設備工事

(1) 費目的判断基準

区分	現行	R 4.10.1 改正
直接工事費：①	(①×10分の9) ×10分の7.5=M	(①×10分の9) ×10分の7.5=M（変更なし）
共通仮設費：②	②×10分の7=N	②×10分の7=N（変更なし）
現場管理費：③	(③+①×10分の1) ×10分の7=O	(③+①×10分の1) ×10分の7=O（変更なし）
一般管理費等：④	④×10分の5.5=P	④×10分の5.5=P（変更なし）

(2) 総額判断基準

〔c〕低入札調査基準価格（Q～Tの合計額）－（工事価格×10分の0.3）

区分	現行	R 4.10.1 改正
直接工事費：①	(①×10分の9) ×10分の9.7=Q	(①×10分の9) ×10分の9.7=Q（変更なし）
共通仮設費：②	②×10分の9=R	②×10分の9=R（変更なし）
現場管理費：③	(③+①×10分の1) ×10分の9=S	(③+①×10分の1) ×10分の9=S（変更なし）
一般管理費等：④	④×10分の5.5=T	④×10分の6.8=T

※1 A～D・M～Pの額〔a〕・〔c〕の額は、1万円未満の端数を切り捨てた額とする。

※2 E～H・Q～Tの額は円未満を切り捨てた額とする。

【お問合わせ先】 日光市役所 財務部 契約検査課 契約係
TEL 0288-21-5134 FAX 0288-21-5137